

第5章

高等教育の充実

総論

グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化に直面する中で、我が国は持続可能で活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければなりません。そのために、大学及び大学関係者は、我が国及び国民が直面する課題にしっかり応えていく重大な責務を有しているということを認識し、国民や社会からの期待に応える大学改革を主体的に実行することが求められています。

文部科学省では、政府の教育再生実行会議や産業競争力会議での大学改革、社会人の学び直しなどの議論、平成25年11月に公表した「国立大学改革プラン」、27年6月に公表した「国立大学経営力戦略」等を踏まえ、今や待ったなしの状況にある大学改革を確実に実行段階へと移し、その成果として、社会を変革するエンジンとしての大学の役割を国民が更に実感することができるようになることを目指して改革に取り組んでいます。

このほか、医療人や法曹などの専門人材の養成や、地域医療の中核としての大学附属病院の機能強化、高等専門学校や専門学校の充実など高等教育の多様な発展のための様々な取組を推進しています。

あわせて、意欲と能力のある学生が経済的理由によって学業を断念することがないように、各大学が行う授業料減免措置への支援や奨学金事業の一層の拡充等に取り組むとともに、学生の就職活動への支援やキャリア教育の充実に向けた支援も行っています。

第1節 高等教育施策の動向

1 大学改革の進展

(1) 大学改革の基本的方向性について

大学をはじめとする高等教育機関には、世界を舞台に活躍するグローバル人材、新たな価値を創出するイノベーション人材等、幅広い教養や高い専門性を備えるとともに、社会の変化に対応するための基礎的な力を有し、将来に活路を見いだす原動力となる人材の育成が求められています。また、大学は、地域の産業活性化や様々な研究を通じた諸問題の解決などの役割も担っており、新たな知と価値を創造・発信し、能動的に社会をリードしていくことに大きな期待が寄せられています。

我が国の大学・短期大学への戦後の進学率は、昭和50年代から平成2年頃まではほぼ横ばいだった期間を経て上昇し、27年度には大学・短期大学合わせて56.5%、高等専門学校、専門学校を含めれば79.8%となっています。成熟社会においては、知識基盤社会の進展や産業・就業構造の変化により、高度な知識や技能を有する高等教育修了者の需要がこれまで以上に増加することが予想されており、実際、多くのOECD加盟国では大学レベルの高等教育への進学率が上昇傾向にあります（[図表 2-5-1](#)）。一方、我が国の大学進学者の多くを占める18歳人口は、平成4年度の約205万人をピークに減少し、20年度頃に一旦減少傾向が止まりましたが、33年度頃から再び減少することが予想されています（[図表 2-5-2](#)）。

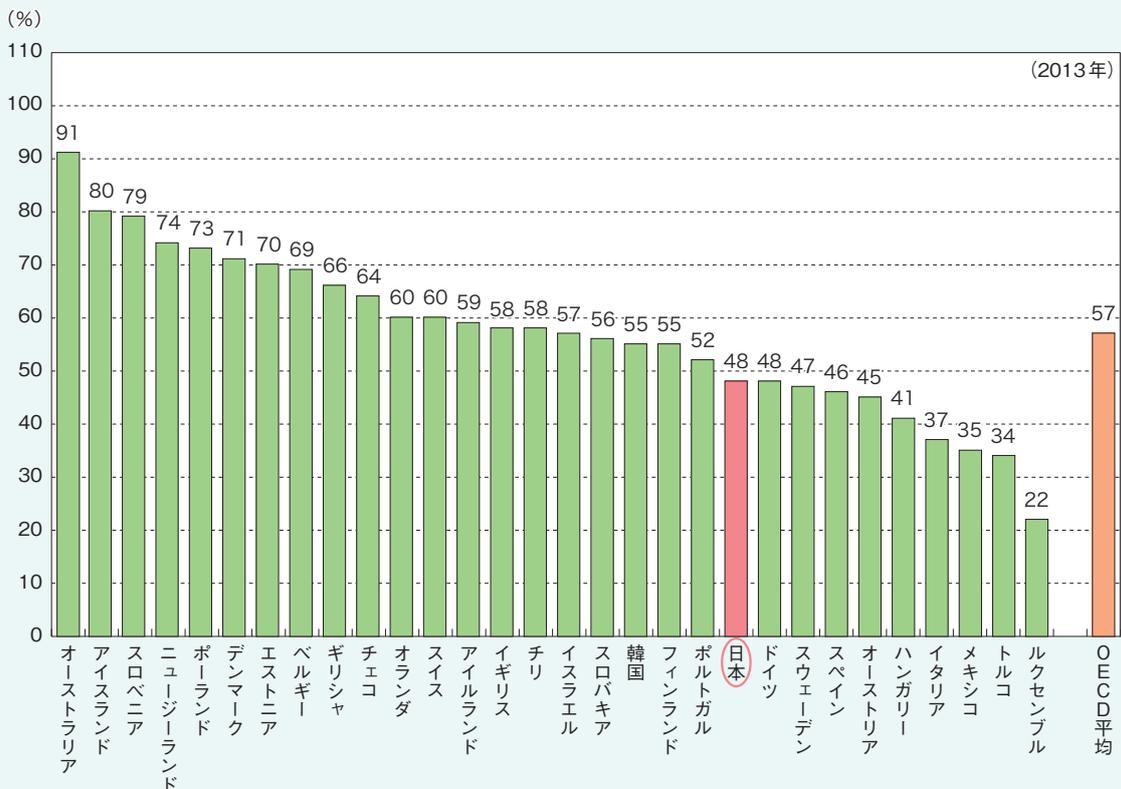
このような状況を踏まえ、学ぶ意欲と能力を持つ全ての若者に高等教育の機会を開くとともに、社会人の学び直しなど生涯学習の場としての機能の充実や、留学生の受入れの推進、大学院教育の充実なども含めて、一層多様で質の高い大学教育の機会の充実に努めていくことが重要です。

特に、大学教育の質については、社会で求められる人材が高度化・多様化する中で、教養・知識等に加え、課題発見・探求のための批判的思考力や判断力、チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担い得る倫理的・社会的能力などを育成するため、学生の主体的な学びを重視した大学教育への転換などを図るとともに、大学の設置認可、設置後の認証評価など大学の質保証の仕組みの更なる充実に取り組んでいくことなどが求められています。

知識基盤社会が一層進展するこれからの時代において、「大学力は国力そのもの」であり、社会の期待に応える大学改革を推進するとともに、改革に積極的に取り組む大学を強力に支援することによって、大学教育の充実を図っていく必要があります。

図表 2-5-1 大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。



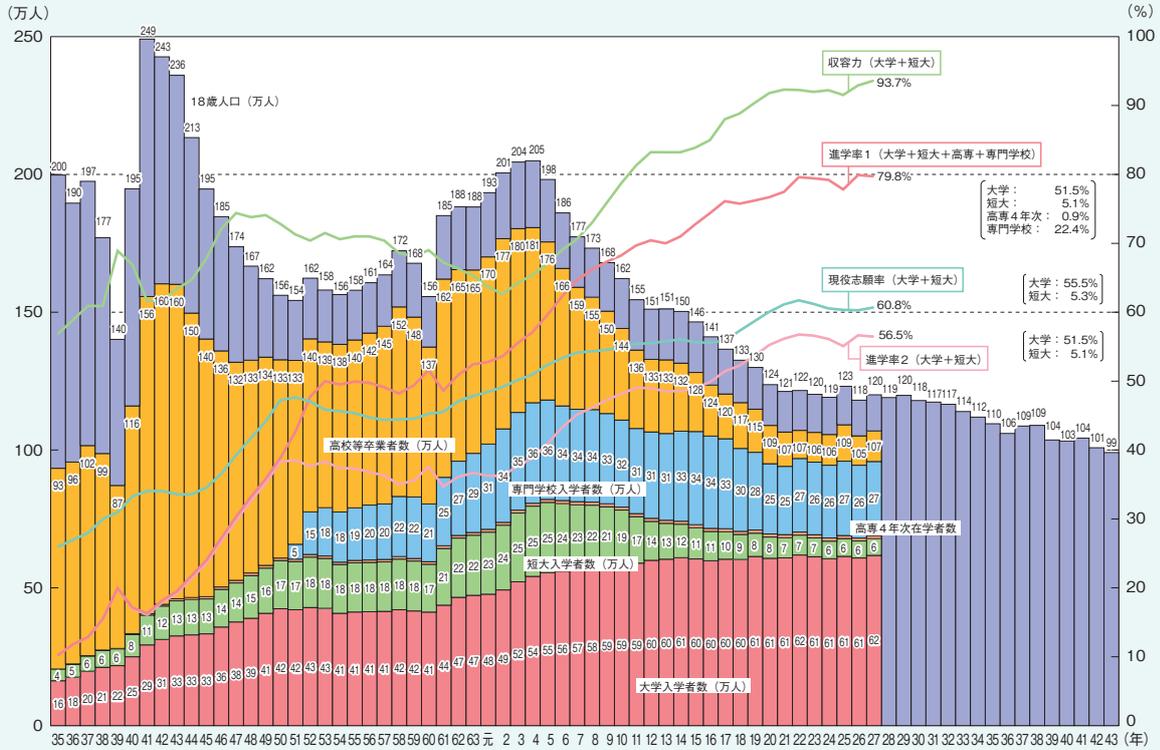
(注) 1. このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。
2. EAG2015から、医歯薬獣等の6年制課程を含まない数値となっている。

(出典) OECD 「Education at a Glance 2015」(EAG2015)

図表 2-5-2 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = $\frac{\text{当該年度の大学・短大・専門学校の入学者, 高専4年次在学者数}}{\text{18歳人口}}$
- 進学率2 = $\frac{\text{当該年度の大学・短大の入学者数}}{\text{18歳人口}}$
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = $\frac{\text{当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数}}{\text{当該年度の高校等卒業生数}}$
- 収容力 = $\frac{\text{当該年度の大学・短大入学者数}}{\text{当該年度の大学・短大志願者数}}$



※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」、平成40年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

(2) 平成27年度の大学改革の動向

社会からの期待に応える大学づくりを更に推進するため、文部科学省では、高大接続改革の推進、アクティブ・ラーニングの充実、大学の国際競争力の向上、イノベーションの創出のための教育・研究環境づくり、社会人の学び直し機能の強化等に取り組んでいます。

第一に、中央教育審議会では、教育再生実行会議の提言等を踏まえつつ、大学入学者選抜をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携強化のための方策について調査審議し、平成26年12月22日に「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」を答申しました。この答申を受け、文部科学省では、27年1月16日に、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革の実行計画として「高大接続改革実行プラン」を策定し、これらについて、専門的な見地から検討を行うため、「高大接続システム改革会議」(座長：安西祐一郎 文部科学省顧問、日本学術振興会理事長)を開催し、28年3月に最終報告をまとめました。文部科学省では、関係団体等の参画・協力を得て、最終報告を踏まえた高大接続改革の具体的な制度設計等についての検討を進めています。

大学の質保証については、高大接続改革等も踏まえた議論を行い、平成28年3月には、各大学が三つの方針を策定・運用する際の参考指針として「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び

「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインを策定しました。また、各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度に転換するため、中央教育審議会において「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」を取りまとめ、それを受け、関係省令の改正を行いました。

さらに、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、各大学において職員（事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。）を対象とした研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けること等についても、関係省令の改正を行いました。

第二に、大学院教育の在り方については、平成27年9月に、中央教育審議会において「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」を取りまとめました。これを踏まえ、文部科学省では「第3次大学院教育振興施策要綱」を策定するとともに、産学官からなる有識者会議を立ち上げ、卓越大学院（仮称）についての基本的な考え方について取りまとめました。また、中央教育審議会大学分科会では、専門職大学院の機能強化や法科大学院教育の改善についても審議を進めています。

第三に、国立大学については、産業競争力会議「『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—」（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、「国立大学経営力戦略」（27年6月16日文部科学省）の下、28年度から始まる第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方を見直し、自己改革に積極的に取り組む大学を重点支援することにより、大学の将来ビジョンに基づく機能強化の取組を推進することとしたほか、国立大学の経営力強化のための財務運営の自由度拡大や、「指定国立大学法人制度」等の創設によるグローバルに競う大学の重点強化を実現するための国立大学法人法の一部改正を行う（28年5月12日改正法成立）などの取組を行っています。

第四に、教育再生実行会議において、現在の学制等が、少子・高齢化やグローバル化が進展するこれからの日本に見合うものとなっているかという観点から議論が行われ、平成26年7月3日に「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」が取りまとめられました。この提言を受けて文部科学省では有識者会議を開催し、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の基本的な方向性について議論を行い、27年3月にその審議のまとめを公表しました。その後、この新たな高等教育機関の制度化について、中央教育審議会において特別部会を設置して検討を進め、28年5月に答申を取りまとめました。今後、答申を踏まえ、所要の制度改正を行うこととしています。

第五に、文部科学省では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）を踏まえ、地域の課題解決や地域が必要とする人材の育成等に積極的に貢献しようとする大学に対する支援の強化を図っています。

このほか、平成27年4月に施行された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、各大学において学長のリーダーシップの下での戦略的_的大学運営に必要な内部規則等の見直しの促進と状況把握を行っています。

また、一億総活躍社会の実現の観点から、意欲と能力のある若者が、家庭の経済事情にかかわらず大学教育を受けられるよう、奨学金の充実など教育費負担軽減に取り組んでいます。

高等専門学校においても、今後予想される就業構造・産業構造も踏まえ、工学系以外の分野での人材育成の推進等、教育の更なる充実に取り組んでいます。

第2節

高等教育の更なる発展に向けて

1 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

(1) 学士課程教育

学士課程教育に関しては、平成28年3月に「学校教育法施行規則」が改正され、大学に対し、29年度以降、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の三つのポリシーを策定・公表することが義務付けられました。今後、大学には、これらの三つのポリシーを確実に策定するとともに、それらを踏まえた教育課程の体系化・構造化、学生の主体的な学びを促すアクティブ・ラーニング等の導入・拡大、学修成果の可視化やPDCAサイクルによる教学マネジメントの確立等に取り組み、知識・技能や思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などの真の「学力」を育成する大学教育への質的転換を図っていくことが求められます。

こうした大学の取組を支援するため、平成27年度においては、主に次のような取組を進めています。

- ①大学教育再生加速プログラム：アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、入試改革・高大接続、長期学外学修プログラムに関する先進的な取組を支援することによって、大学教育の質的転換の加速を促すことを目的とした事業（平成27年度までに58件の取組を選定）。
- ②大学間連携共同教育推進事業：国公立の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学間が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムの構築を行う取組の中から、優れた取組を選定して重点的な財政支援を行うことによって、教育の質の保証と向上等を推進することを目的とした事業（平成24年度に49件の取組を選定）。
- ③FD^{*1}・SD^{*2}のための教育関係共同利用拠点制度：大学教育全体として質の高い教育を提供するため、大学の教職員の組織的な研修等（FD・SD）を他大学と共同で実施する拠点として、8大学9施設等を、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣認定している制度（平成27年度に新たに4件の拠点を認定）。

(2) 短期大学士課程教育

短期大学士課程教育は、高等教育の機会均等、教養教育と専門教育のバランスの取れたプログラムの提供、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしています。

平成26年8月の中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループの審議まとめ（「短期大学の今後の在り方について」）では、各短期大学は特色ある教育課程や学習指導法の開発などにより、更なる教育機能の強化を図ることが提言されています。文部科学省では、この提言なども踏まえ、大学教育再生加速プログラムや大学間連携共同教育推進事業などを通じて、学士課程教育同様、短期大学士課程教育の質的転換を推進しています。

*1 FD：ファカルティ・ディベロップメント。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

*2 SD：スタッフ・ディベロップメント。事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。

(3) 大学院教育

平成27年9月の中央教育審議会審議まとめ「未来を牽引^{けん}する大学院教育改革」や28年3月に定めた「第三次大学院教育振興施策要綱」を踏まえ、大学院教育の充実・強化を図っています。

特に、博士課程教育については、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」を23年から実施し、27年度までに62プログラムを支援しています。

さらに、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等との連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を備えた「卓越大学院（仮称）」の形成に向け、検討を進めています。

これらを通じ、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引^{けん}する「知のプロフェッショナル」を育成するための大学院教育改革を推進しています。

2 大学入学者選抜の改善

(1) 各大学の入学者選抜

各大学ではこれまで、それぞれの教育理念を踏まえ策定した「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいて、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、面接・小論文などの活用による評価尺度の多元化や、アドミッション・オフィス（AO）入試や推薦入試の導入・拡大といった入試方法の多様化を進めてきました。一方、一部のAO入試や推薦入試においては、学力の把握が十分に行われていないのではないかといった指摘もあることから、文部科学省では、毎年、どのような入試方法であっても、学力検査や調査書の利用によって学力を把握したり、大学自らが作成した試験だけではなく、資格・検定試験等を積極的に活用したりすることなどを通知し入試方法の改善を促しています（平成27年度は5月27日付け 高等教育局長通知「平成28年度大学入学者選抜実施要綱」を発出）。

(2) 大学入試センター試験

大学入試センター試験は、大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成度を判定するため、各大学が大学入試センターと共同して平成2年度入試から実施している試験です。28年度入試において大学入試センター試験に参加している大学は693大学、157短期大学で、約56万人を超える入学志願者が受験（全入学志願者の約7割）しており、非常に大規模な試験として発展しています。なお、平成28年度大学入試センター試験（28年1月実施）は、24年度から実施されている現行の学習指導要領に全ての出題教科・科目が対応した初めての試験となりました。

3 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

(1) 設置認可制度

大学等の設置や組織改編は、大学教育の国際的な通用性の確保や学生保護のため、設置審査などの所定の手続を経て行われます。文部科学大臣は大学の設置などの認可申請を受けると、申請内容が大学設置基準などの法令に適合しているかどうかについて、学識経験者などからなる大学設置・学校法人審議会に諮問を行います。同審議会は教学面、財政面や管理運営面について専門的な審査を行った結果を答申し、それを踏まえ、文部科学大臣が認可の判

断を行います。

また、大学等が学問の進展や社会の変化に機動的に対応し、組織改編ができるよう、大学が授与している学位の種類と分野を変更しない学部・学科などについては、届出による設置を可能としています。

大学・学部等が認可された後は、基本的に大学が自主性・自律性をもって教育研究活動を行っていくこととなりますが、設置後の質保証の方策として、文部科学省では授業科目の開設計画や教員組織の整備状況について各大学からの報告を求め、書面、面接又は実地による調査（設置計画履行状況等調査（アフターケア））を行っています。調査の結果、特に課題が見られる大学に対しては具体的な意見を付し、それを公表することで、大学に対して主体的な改善を促しています。また、大きな課題がありながら改善が進まない大学に対しては、認可申請をしても新たな認可をしないことがあり得ることを警告して改善を促す仕組みを設けています。

（2）認証評価制度

認証評価制度は、学校教育法に基づいて、国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校に対して、7年以内に1回（専門職大学院は5年以内に1回）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるものです。この第三者評価制度は、国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入されたものです。平成28年4月現在で、12の認証評価機関（[図表 2-5-3](#)）が第三者評価を実施しています。

評価の基準・方法は各評価機関によって異なりますが、評価結果に応じて再評価の受審や要改善事項に対する改善報告書の提出を求めるなど、各評価機関において各大学の改善を促す仕組みが設けられています。

また、平成28年3月には中央教育審議会大学分科会において「認証評価の充実に向けて（審議まとめ）」がまとめられました。この報告書を踏まえ、評価機関が評価すべき事項などを定める関係省令を改正し（平成28年3月改正、30年度から始まる第3サイクル評価に反映予定）、内部質保証（各大学における自主的・自律的な質保証の取組）の確立や大学等の教育の質的転換を促進するような評価への発展を図っていきます。

平成27年度は、4年制大学154大学、短期大学54大学、高等専門学校2校、法科大学院1専攻、会計系専門職大学院2専攻、経営系専門職大学院8専攻、臨床心理専門職大学院1専攻、公共政策系専門職大学院2専攻、ファッション・ビジネス系専門職大学院1専攻、教職大学院10専攻、学校教育系専門職大学院1専攻、情報系専門職大学院1専攻、公衆衛生系専門職大学院1専攻の認証評価が行われ、この結果はそれぞれの認証評価機関のウェブサイトで公表されています。

図表 2-5-3 認証評価機関

分野（機関別）	評価機関名	URL
大学	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
	大学改革支援・学位授与機構	http://www.niad.ac.jp/
	(財) 日本高等教育評価機構	http://www.jiheer.or.jp/
短期大学	(財) 短期大学基準協会	http://www.jaca.or.jp/
	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
	(財) 日本高等教育評価機構	http://www.jiheer.or.jp/
高等専門学校	大学改革支援・学位授与機構	http://www.niad.ac.jp/

分野（専門職大学院）	評価機関名	URL
法科大学院	(財) 日弁連法務研究財団	https://www.jlf.or.jp/index.php
	大学改革支援・学位授与機構	http://www.niad.ac.jp/
	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
経営	(社) ABEST21	http://www.abest21.org/jpn/index.html
	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
助産	NPO 法人 日本助産評価機構	http://www.josan-hyoka.org/
臨床心理	(財) 日本臨床心理士資格認定協会	http://fjcbcp.or.jp/
公共政策	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
ファッション・ビジネス	(財) 日本高等教育評価機構	http://www.jiheer.or.jp/
教職大学院，学校教育	(財) 教員養成評価機構	http://www.iete.jp/
情報，創造技術，組込み技術，原子力	(社) 日本技術者教育認定機構	http://www.jabee.org/
公衆衛生	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
知的財産	(社) ABEST21	http://www.abest21.org/jpn/index.html
	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
ビューティビジネス	(社) 専門職高等教育質保証機構	http://ibbe.lolipop.jp/
環境・造園	(社) 日本造園学会	http://www.jila-zouen.org/
グローバル・コミュニケーション	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/

(3) 情報公開の推進

大学は、公共的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を一層向上することが求められています。平成23年4月から全ての大学は「学校教育法施行規則」に定める教育研究活動等の状況についての情報を公表することになっています。また、データベースを用いた国公立の大学の教育情報を公表・活用する共通的な仕組みとして、大学ポートレートが27年3月から本格稼働され、大学ポートレートを活用した大学情報の社会への公表が進められています。

4 地域・社会に開かれた高等教育

(1) 地域社会の核となる高等教育機関の推進

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえ、地域の高等教育機関が地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC, Center of Community）になるよう、自治体と連携して地域課題の解決に取り組む大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）を支援する「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」を平成25年度から実施してきました。それを発展的に見直し、27年度から新たに、複数の大学等が、地域活性化を担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPO法人や民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施しています（27年度支援件数：42件〔参画する大学等数：256〕）。

また、「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進」として、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、総務省と文部科学省が連携して、地域産業の担い手となる学生の奨学金返済支援のための基金の造成や日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みを創設しました。

(2) 社会人の学び直しの機会の充実

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえ、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証することを通じて、社会人等の学び直しを推進しています。

また、本事業の一環として、平成26年度から、グローバル化に対応した高度な職務実施能力やイノベーションの創出に必要な資質など高度な技術や専門知識・能力等を備えた人材養成に必要な大学院レベルのプログラムの開発・実証等を行っています。

さらに、教育再生実行会議「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」（平成27年3月）を受けて、大学・大学院・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、社会人や企業等のニーズ（要請）に応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP：Brush up Program for professional）として文部科学大臣が認定する制度を、27年7月に創設し、同年12月に74大学等の123課程を認定しました。

今回認定されたプログラムの中には、仕事復帰を目指す主婦や職場でのリーダーを目指す女性を対象にしてマネジメント能力を養成するなどの「女性活躍」をテーマとしたプログラム、地域農業の確立に取り組む先進的な農業経営者の育成や地域資源のビジネス化につなげられる人材を育成するなどの「地方創生」をテーマとしたプログラム、その他、非正規労働者のキャリアアップ、中小企業活性化をテーマとしたプログラムや、MBA、ものづくり、医療などの様々な職業分野を対象としたプログラムを認定しており、各大学等において開講されています。

また、認定されたプログラムであって一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣から専門実践教育訓練の指定を受けたものは、一定の要件を満たした労働者が当該プログラムを受講した際に、訓練経費の最大6割（上限年間48万円）が支給される制度を活用できます。

引き続き文部科学省では上記の取組を活用しながら社会人の学び直しの機会の充実を図っていきます。

1 双方向の留学生交流の推進*3

社会や経済のグローバル化が進展する我が国においては、優秀な外国人留学生を獲得し我が国の成長に生かすことや、個々の能力を高めグローバル化した社会で活躍する人材を育成することが喫緊の課題となっています。

日本学生支援機構の調べでは、外国人留学生の数は、平成27年5月1日時点で前年の18万4,155人から2万4,224人増の20万8,379人になっています。一方、文部科学省の集計では、海外に留学した日本人の数は、前年比4,788人減の5万5,350人となりました。留学期間がおおむね1年以内の短期留学については、日本人の留学生数は増加しており、26年度は前年比1万1,350人増の8万1,219人でした(大学等が把握している日本人学生の海外留学状況を、日本学生支援機構が調査)。政府は、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」(25年6月14日閣議決定)及び第2期教育振興基本計画において、2020(平成32)年までに日本人留学生を2010(平成22)年の6万人から12万人に倍増し、外国人留学生についても「留学生30万人計画」の実現を目指して2012(平成24)年の14万人から2020(平成32)年までに30万人に倍増することとしています。

これらの目標の実現に向け、文部科学省では、留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」を推進して若者の海外留学への機運の醸成を図るとともに、民間企業等の協力を得た「トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム」の展開や国費による海外留学支援制度の拡充によって、学生等の経済的な負担の軽減等に取り組んでいます。

一方、優秀な外国人留学生を確保するため、日本留学の魅力を高めるとともに、住環境を含む国内外の学生が交流する機会等の創出や、海外拠点や就職支援に係るプラットフォームの構築により、受入れ環境を充実するための支援を強化しています。

2 大学の国際化

国際的に活躍することができるグローバル人材の育成を担う中核として、我が国の大学には、教育・研究環境の国際化や学生の双方向交流など国際化の推進が強く求められています。

文部科学省では、平成26年度から我が国の高等教育の国際通用性と国際競争力の向上を図るため、スーパーグローバル大学創成支援事業を実施しており、海外の卓越した大学との連携や大学改革によって徹底した国際化を進める大学(37大学を採択)を支援しています。

また、平成27年12月には「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」の採択校など57大学が参加し、グローバル人材育成のための国や大学の取組を広く社会に紹介するイベント「第3回Go Global Japan Expo」を開催し、高校生や保護者など約4,000人が来場しました。

海外の大学との教育連携は、国内だけでは実施することができない質の高い教育の提供に役立つとともに、我が国の大学教育の国際通用性の向上にも貢献します。このため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域を対象に大学の世界展開力強化事業を実施し、海外大学との単位互換やダブル・ディグリー・プログラムの実施など質の高い協働教育プログラムを構築する大学を支援しています。平成27年度は、中南米諸国及びトルコの大学を対象とする

*3 参照：第2部第10章第1節1

プログラム11件を採択し、支援を開始しました。

一方、国外に目を向けると、現在、世界的に学生の流動性が高まり人材の獲得競争が激しさを増す中で、高等教育の質の保証に関する国際的な連携枠組みの形成が活発化しています。我が国がより多くの優秀な学生を確保するためには、このような取組において主導的な役割を発揮していくことが重要です。また、今後のアジアにおける高等教育圏の形成に資するものとして、中国・韓国の両政府と連携して3か国間の大学間交流を拡大する「キャンパス・アジア」構想を推進し、学生の交流が行われています。さらに、ASEANと日中韓の枠組みにおいて、平成27年6月に「第3回ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を開催し、学生交流を促進するためのガイドラインを作成しました。留学証明を行うためのガイドラインの作成にも取り組んでいます。

第4節 専門人材の育成

1 医療系人材の養成

高齢化に伴う医療ニーズの高まりなどを受け、79の医学部、29の歯学部、74の薬学部、248の看護学部学科等のほか、多くの大学において医療系人材の養成が進められています。文部科学省では、各大学と協力しながら、質の高い医療系人材を養成するための様々な取組を進めています。

(1) 医師確保への対応

地域の医師確保等の観点から、厚生労働省と連携して、医学部の入学定員について平成20年度から増員を行っています。28年度は、地域枠（地域の医師確保に係る都道府県の奨学金を活用し、地域医療に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠などを設定し医師定着を図ろうとする大学の定員）により28人を増加し、総計9,262人（19年度比1,537人増（震災復興の特例として東北地方に28年4月に開設した医学部の定員100人を除く））としています。

(2) 医学教育の改善・充実

医学生が卒業までに身に付けておくべき必須の実践的能力の到達目標を定めた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を策定し、各大学においてこれを踏まえた特色ある教育が実施されています。

また、医学生の臨床能力の向上を図る観点から、診療参加型臨床実習の充実に向けた取組を支援するとともに、国際的な動向を踏まえた医学教育の質の確保に向けて「医学教育分野別評価基準」に基づく試行評価の実施等の取組を支援しています。

(3) 歯学教育の改善・充実

歯科医師としての基本的な資質と能力を確実に養成するため、歯学教育の指針である「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」に沿った教育の定着に取り組んでいます。ま



医学部医学科4年次生の臨床医学入門における救急蘇生実習の様子（写真提供：浜松医科大学）

た、各歯学部に対し、歯科医師として必要な臨床能力の確保や優れた歯科医師を養成する体系的な歯学教育の実施等に関するフォローアップ調査を実施するとともに、国際的な動向を踏まえた「歯学教育分野別評価」の導入に向けた取組に対して支援しています。

(4) 薬学教育の改善・充実

医療人としての薬剤師を養成するため、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に沿った教育の確実な定着に向け、学修成果基盤型教育の推進や実務実習の充実に取り組んでいます。また、薬学教育の更なる充実を図るため、大学院4年制博士課程の自己点検・評価の促進や質の高い入学者の確保などについて、フォローアップを行っています。

さらに、大学関係者が中心となり、全大学を対象とした分野別第三者評価など教育の質を保証する取組も進められています。

(5) 看護師等医療技術者教育の改善・充実

看護師など医療技術者の養成において質の高い医療技術者、教育者、研究者を養成することを目的とした大学・大学院が増えており、大学が養成する人材に期待が寄せられています。

一方、看護系大学数の急増によって教育の質の確保が重要になっています。このため、大学における看護系人材養成において、学士課程教育で養成する看護実践能力と卒業時到達目標の策定などの取組が進められています。

(6) 大学附属病院の機能強化

医療の高度化や超高齢社会等による疾病構造の変化に対応していくためには、大学及び大学附属病院において、卒前・卒後を通じて高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を推進するとともに、地域医療の最後の砦^{とりで}である大学附属病院の機能を医療安全の確立に努めながら、強化することが必要です。

このため、平成27年度は、研究マインドを持った次世代医療人材の養成拠点の形成を行う事業を支援する「未来医療研究人材養成拠点形成事業」や医療現場の諸課題等に対して科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医療人材の養成を行う事業を支援する「課題解決型高度医療人材養成プログラム」を実施し、急速な医療ニーズの変化に対応できる次世代医療人材の養成を推進しています。

また、先進医療技術の開発、治験、臓器移植等に積極的に取り組む国立大学附属病院に対して、教育研究環境の整備及び実施体制基盤の強化に係る支援を行っています。

(7) がん医療の取組

文部科学省では、がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）を実現するため、「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」を実施し、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成に取り組んでいます。

(8) 死因究明等に係る人材養成の取組

文部科学省では、死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）を踏まえ、死因究明等に係る教育及び研究の拠点の整備を通じて、各大学における死因究明等に係る人材養成の取組を支援しています。

2 専門職大学院

平成15年度に創設された専門職大学院（専門職学位課程）は、大学院のうち、特に高度

専門職業人を養成することを目的とし、理論と実務を架橋する実践的な教育を行う課程です。具体的には、教員組織としては一定割合以上を実務家教員とすること、教育内容としては事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等を授業の基本とすること、教育の質保証のための方策としては教育研究活動の状況についての評価を5年以内ごとに受審することを義務付ける、といった内容を制度的に位置付けている課程です。27年5月現在で、法曹養成（法科大学院）、教員養成（教職大学院）、経営管理、MOT（技術経営）、会計、公共政策、公衆衛生、臨床心理といった多様な分野で計162専攻が設置され、制度の普及・定着が図られてきました。

しかし、在学者数が平成21年度をピークに年々減少している等の課題が表面化するなど、専門職大学院における高度専門職業人養成のための教育の必要性に関して、必ずしも、社会との間でコンセンサスが十分に得られているとは言い難い状況です。このため、中央教育審議会大学分科会大学院部会の下に専門職大学院ワーキンググループを設置し、関係する業界や職能団体をはじめとした、社会のニーズ（要請）に対応する形で高度専門職業人を輩出できているかとの観点から、専門職大学院制度の検証とその結果に基づく見直しを平成28年8月末までを目途に審議し、取りまとめることとしています。

（1）法科大学院

法科大学院は、司法試験、司法修習と有機的に連携した専門職大学院として、平成16年度に創設されました。「プロセス」としての法曹養成制度の中核的な機関として、質・量ともに豊かな法曹を養成することが期待され、これまで、法曹をはじめ民間企業や公務部門など社会の様々な分野に修了者を輩出しています。

一方、法科大学院全体としての司法試験合格率や、法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態となっています。これらの課題に法科大学院教育の面から対応するために、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）において、30年度までの期間が「法科大学院集中改革期間」と位置付けられたことや、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、目指すべき法科大学院の定員規模は、当面2,500人程度とすべきと提言されたこと等も踏まえて、取組を進めています。

平成27年度から「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を通じて、全ての法科大学院を対象にメリハリのある予算配分を行い、課題のある法科大学院の自主的な組織見直しを促すとともに、法学未修者教育の充実、飛び入学や早期卒業制度の活用、グローバル化・地域貢献への対応やICTを活用した教育による多様なニーズ（要請）への対応など、優れた先導的な取組を積極的に支援しています。また、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みである「共通到達度確認試験（仮称）」について、30年度から本格的に実施できるように、26年度から試行が進められています。

（2）教職大学院

教職大学院は、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成と、スクーラーリーダーとなるような現職教員の養成を目指して設立されました。平成27年4月現在、22都道府県に27大学が設置されています。

教職大学院は、学校・教育委員会との連携・協働によって、教職経験のある実務家教員の配置や学校現場における長期の実習など、学校や教育委員会のニーズ（要請）に即した体系的な教育課程を特色としており、新たな学びを展開できる実践的な指導力を持った教員を養成しています。また、教育委員会による現職教員の教職大学院への派遣数が増加傾向にある

ことや、現職教員学生を除く平成27年3月修了者の教員就職率が92%と高いことなど、着実な成果を上げています。

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえ、今後、未設置県における教職大学院の設置や既設教職大学院の拡充など教職大学院の発展等によって修士レベルの課程の質と量の充実を図ることとしています。

3 高等専門学校

高等専門学校は、5年間一貫の専門的・実践的な技術教育を特徴とする高等教育機関として、全国に国公立57校が設置されています。高等専門学校の卒業生の平均求人倍率は20倍、就職志望者の就職率は毎年100%近くとなっているなど、産業界から高い評価を受けています。(図表2-5-4)。また、海外、特に工業化による経済発展を進める開発途上国を中心に、15歳という早期からの専門人材育成が高く評価されており、その導入に対する要請も少なくないところです。

図表2-5-4 高等専門学校本科卒業者の進路状況の推移

区分	22年度 (23年3月卒)	23年度 (24年3月卒)	24年度 (25年3月卒)	25年度 (26年3月卒)	26年度 (27年3月卒)
卒業生数	10,156人	10,163人	10,101人	10,307人	9,811人
就職者数	5,520人	5,848人	5,845人	5,934人	5,717人
就職者割合	54.3%	57.5%	57.9%	57.6%	58.27%
求人倍率	14.9倍	15.3倍	15.7倍	16.9倍	20.2倍
進学者数	4,290人	3,974人	3,913人	4,044人	3,818人
進学者割合	42.2%	39.1%	38.7%	39.2%	38.90%

(出展) 文部科学省「学校基本統計」及び文部科学省調べ

一方、産業構造の変化や就業構造の変化といった社会・経済状況の変遷、約4割の高等専門学校本科卒業者が専攻科や大学3年次等に進学している現状、また、高等教育における職業教育の充実に対する社会的要請の高まりなど、高等専門学校を取り巻く状況は大きく変化しています。これらのことを踏まえ、文部科学省では有識者会議を開催し、高等専門学校教育の今後の在り方やその充実に向けた具体的方策等について検討を進めています。

図表2-5-5 高等専門学校専攻科修了者の大学院進学状況

区分	22年度 23年3月修了	23年度 24年3月修了	24年度 25年3月修了	25年度 26年3月修了	26年度 27年3月修了
修了者数	1,633人	1,744人	1,676人	1,575人	1,512人
大学院進学者数	541人	542人	541人	560人	518人
大学院進学者割合	33.1%	31.1%	32.3%	35.6%	34.3%

(出展) 文部科学省調べ

4 専門学校の現状と最近の施策

(1) 専門学校の現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展してきました。特に、高等学校卒業程度を入学対象とする専門課程(専門学校)の生徒数は、平成27年5月現在約59万人となり、新規高等学校卒業者の16.7%が進学しており、大学への進学(48.8%)に次ぐ割合となっています。専門学校は、我が国の高等教育の多様化・個性化を図る上でも重要な役割を果たしています。

(2) 最近の施策

第2期教育振興基本計画において、専修学校について質保証・向上のための取組を行うとともに、「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める」こととしています。これらを踏まえ、企業等との密接な連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを平成25年8月に創設して、26年度から開始しています（認定学校数：833校、認定学科数：2,540学科（28年2月19日現在））。また、専門学校をはじめとした教育機関が産業界等と協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進しています。

第5節

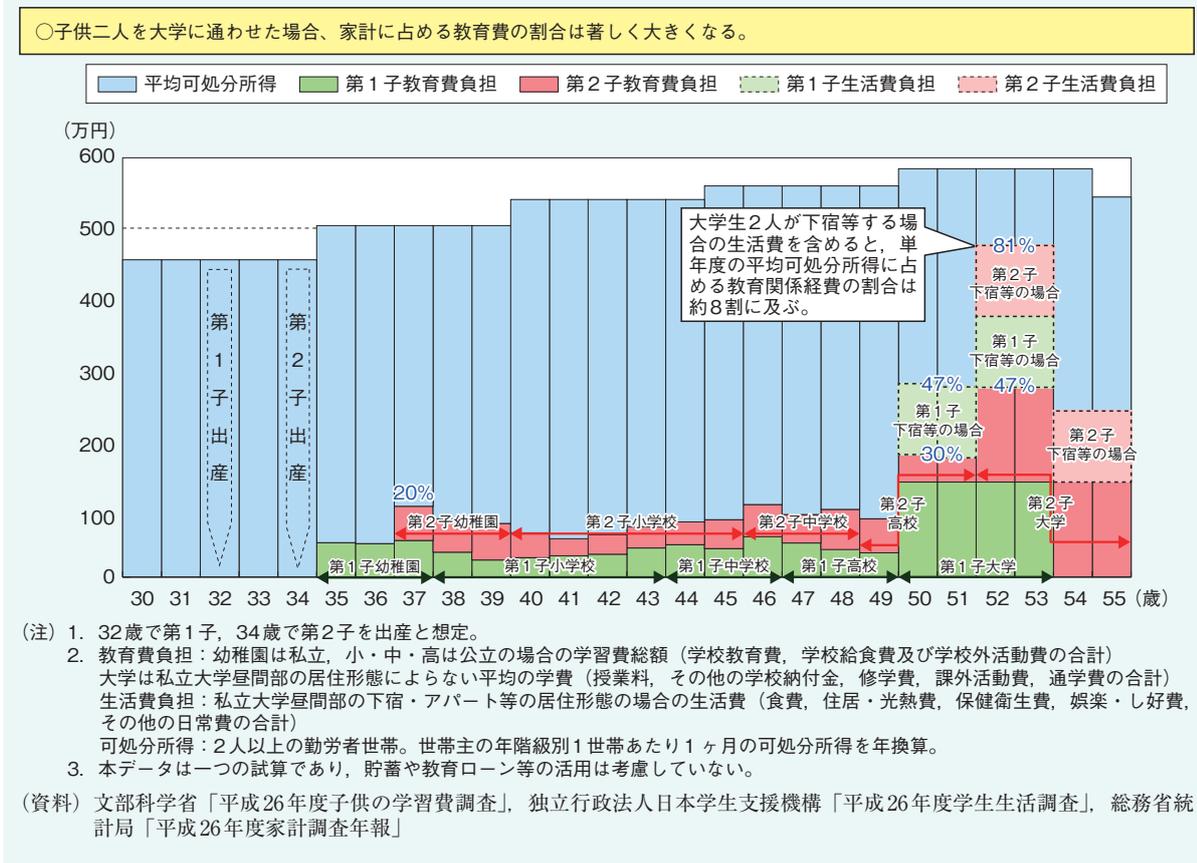
学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

1 学生に対する経済的支援の充実

(1) 学生の経済状況

教育費支出が実際に家計にとってどれほどの負担になっているかを見ると、子供二人が私立大学に通っている場合は、勤労世帯の平均可処分所得の2分の1近くを教育費が占めています。学生の経済状況において、家計が負担する教育費が、大学段階で大きなものになっていることが分かります（図表2-5-6）。家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることができる環境を整えることが重要です。

図表 2-5-6 家計における教育費負担



(2) 日本学生支援機構の奨学金事業

①奨学金事業の現状

日本学生支援機構は、経済的理由によって進学等が困難な優れた学生等に対し奨学金を貸与するとともに、卒業後の返還金の回収を行っています。平成27年度予算において、貸与人員は約134万人、事業費総額は約1兆1,139億円となっています（図表2-5-7）。

奨学金事業には、無利子奨学金（第一種奨学金）と有利子奨学金（第二種奨学金）の2種類があります。有利子奨学金は在学中は利子が課されず、卒業後にそれまでの貸与額に対して低利子（平成28年3月貸与終了者では利率固定方式で年0.16%（上限3%））が課されます。また、奨学金の返還は貸与が終了した翌月から数えて7か月目から始まります。家計支持者の失業や被災などによって緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、「緊急採用奨学金（無利子）」、「応急採用奨学金（有利子）」の申込みを随時受け付けています。

図表2-5-7 奨学金事業費総額

区 分	(平成27年度予算)	
	貸与人員 (人)	事業費総額 (百万円)
無利子奨学金	467,297	317,304
大 学	351,342	223,970
大 学 院	66,466	63,282
高 等 専 門 学 校	4,710	1,844
専修学校専門課程	44,425	28,177
通 信 教 育	354	31
有利子奨学金	877,343	796,578
大 学	692,783	599,505
大 学 院	15,024	16,353
高 等 専 門 学 校	362	260
専修学校専門課程	165,800	159,584
海 外 留 学 分	3,374	3,735
入 学 時 増 額 分	(44,601)	17,141
合 計	1,344,640	1,113,882

(注) 入学時増額分の貸与人員については内数である。

(出典) 文部科学省調べ

②学生の意欲に応える事業の充実

文部科学省では、「学生への経済的支援の在り方について（報告書）」（平成26年8月）の内容等を踏まえ、平成28年度予算において、①無利子奨学金の新規貸与人員を6,000人増員（貸与人員：47万4千人（この他被災学生等分5,000人）、事業費総額：3,222億円（この他被災学生等分36億円））し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、②所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計やシステム開発等の対応を加速するなど、大学等奨学金事業の充実を図っています。

③返還金回収業務の充実

日本学生支援機構の奨学金事業は、卒業した学生等からの返還金を次の世代の学生等に貸与しているので、返還金を確実に回収することが重要です。このため、日本学生支援機構では、各学校の協力を得て、学生等の返還意識を高めるとともに、返還相談体制を更に充実したり回収業務を民間に委託したりすることなどによって返還金の適切な回収に取り組んでいます。

一方、災害、病気、経済困難などによって返還が困難な場合は、毎月の返還の負担を軽減する減額返還制度や返還期限を猶予する制度などによってきめ細かく対応しています。

(3) 大学における授業料減免事業の支援

文部科学省では、経済的理由などによって授業料等の納付が困難な場合でも就学を継続することができるよう、国立大学法人運営費交付金の算定、私立大学等経常費補助金の特別補助などを通じて、国私立大学等の授業料減免措置等を支援しています。また、公立大学については、地方財政措置が講じられています。

現在、全ての国立大学に授業料減免制度があり、平成27年度の授業料免除予算額は307億円、免除人数は約5万7,000人になっています。全ての公立大学にも同様の制度があり、26年度実績で約1万1,700人に対して約34億円の減免措置が行われています。また、私立大学等が実施する授業料減免等事業に対して、27年度に85億円、約4万2,000人分を補助しています。

(4) 奨学団体等の奨学金事業

奨学金事業は、日本学生支援機構のほかに特例民法法人や地方公共団体、大学や民間企業などによって、多様な形態で幅広く実施されています。平成25年度の日本学生支援機構の調査によると、約2,500の奨学団体等が、約15万6,000人の奨学生に対して、総額で約632億円を支給しています。なお、一定の奨学団体に対する寄附金には、税制上の優遇措置が講じられています。

(5) 大学院学生の経済的支援の拡充

文部科学省では、卓越した大学院拠点形成支援補助金等を通じて、TA^{*4}（ティーチング・アシスタント）やRA^{*5}（リサーチ・アシスタント）の充実を図ることによって、大学院生に対する経済的支援の拡充に取り組んでいます。

2 学生の就職活動支援及び大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

(1) 学生の就職活動

① 就職率の動向

文部科学省と厚生労働省では、毎年共同して大学等卒業者の就職状況を調査しています。平成26年度の就職率は、25年度同期と比較して、大学では若干増加しています。高等専門学校では25年度と同様100%を維持しています（[図表 2-5-8](#)、[図表 2-5-9](#)）。

*4 TA：優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング（助言）や講義・実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生への教育訓練の機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

*5 RA：大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

図表 2-5-8 平成 26 年度大学等卒業者の就職状況

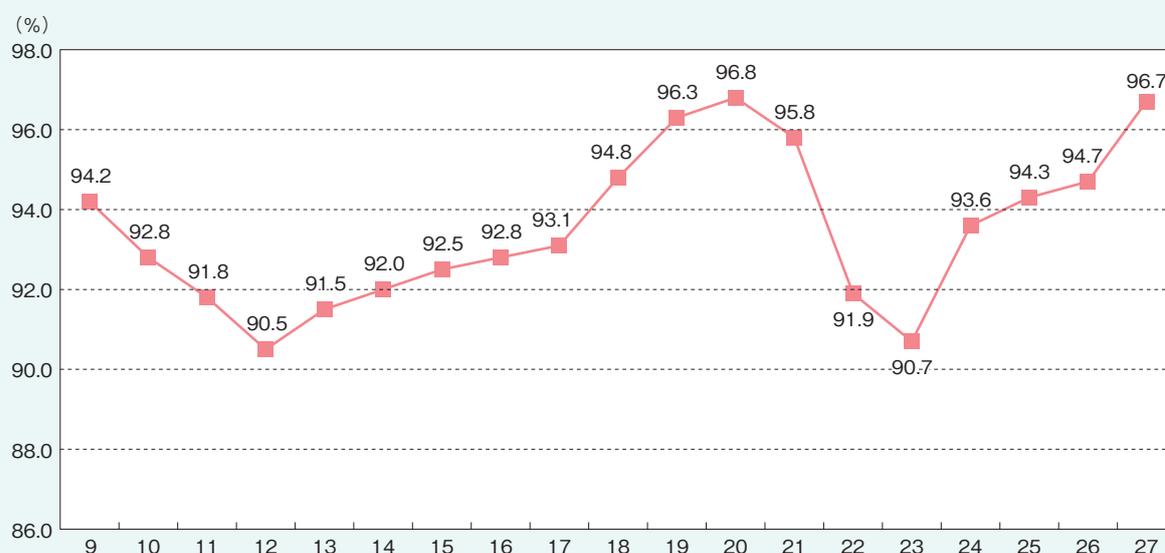
(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	就職希望率	就職率
大 学	72.7% (1.2)	96.7% (2.3)
う ち		
国公立	54.3% (1.2)	97.7% (1.0)
私立	81.9% (1.3)	96.3% (2.6)
短 期 大 学	78.8% (▲0.2)	95.6% (1.4)
高等専門学校	56.3% (▲1.5)	100.0% (0.0)
計	72.1% (0.9)	96.7% (2.0)

- (注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。
就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。
2. () 前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査 (文部科学省, 厚生労働省調べ)

図表 2-5-9 就職率の推移



(注) 数値は各年 4 月 1 日現在の大学、短期大学及び高等専門学校全体の値を示す。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査 (文部科学省, 厚生労働省調べ)

② 学生の就職支援

大学等卒業者の就職率は、改善傾向にあるものの、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携して、未内定の学生等が一人でも多く卒業までに就職することができるよう、平成 28 年 1 月から 3 月末まで「未内定就活生への集中支援 2016」を実施し、この集中支援期間に大学の就職相談員等とジョブサポーターが連携して個人支援の徹底等に取り組んでいます。

(2) 学生の就職・採用活動開始時期の変更

現在、学生の就職・採用活動については、大学側 (国公立大学などの代表者で構成される「就職問題懇談会」) が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側 (一般社団法人日本経済団体連合会) が大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の「採用選考に関する指針」をそれぞれ定め、双方がそれぞれを尊重する形で行われています。

学生の就職・採用活動については、これまで大学等関係団体や各経済団体より就職・採用活動時期の見直しが提言されてきましたが、近年の就職活動の過熱化を踏まえ、学生の学修時間や留学等の多様な経験を行う機会を確保する観点から、平成 25 年 4 月に政府から経済

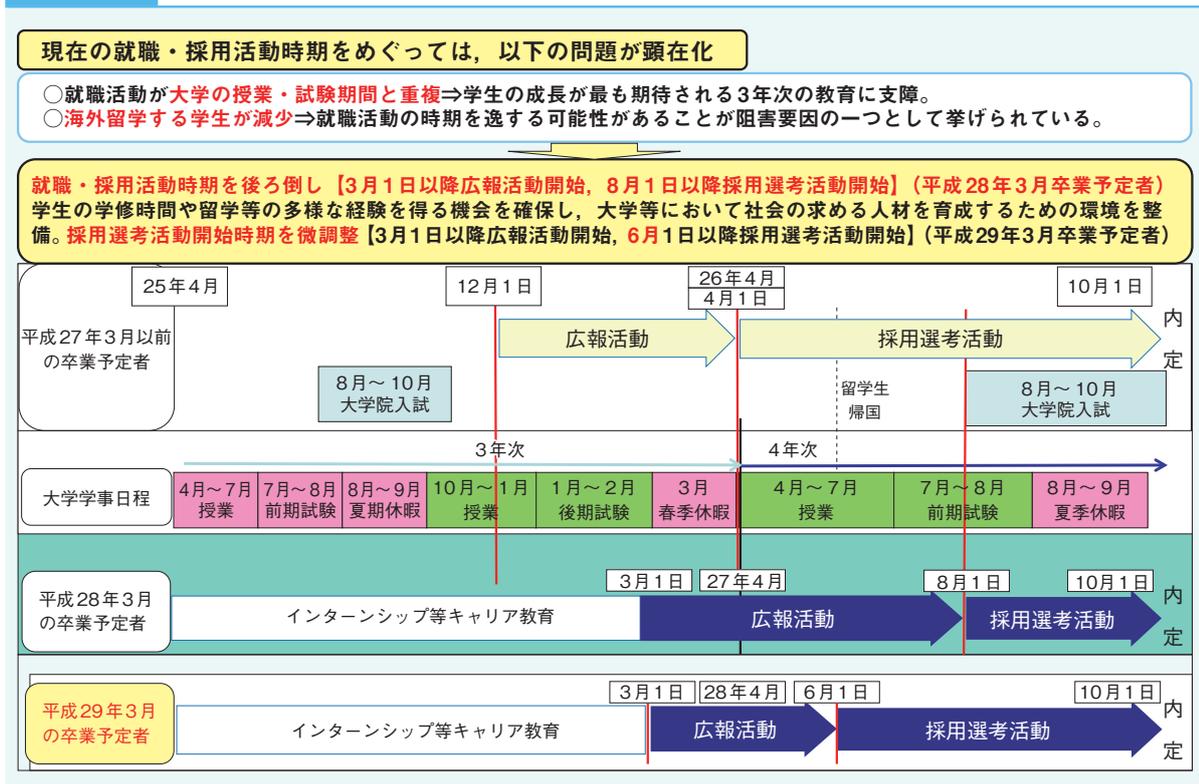
団体に対し、27年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度の3月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の8月に変更することを要請しました。

これを受け一般社団法人日本経済団体連合会においては、政府要請にのっとった形で「採用選考活動に関する企業の倫理憲章」を見直し、「採用選考に関する指針」を策定しました。

また、就職問題懇談会においては、これらを踏まえ、就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保するため、平成25年9月27日に申合せを策定し、広報活動開始時期は卒業・修了前年度の3月、採用選考活動開始時期は卒業・修了年度の8月となりました。

平成27年度の就職・採用活動については、広報活動開始時期が卒業・修了前年度の3月となったことにより、卒業・修了前年度までは学生が学業に専念できたと評価されるなど、就職・採用活動開始時期の変更の成果が確認されました。しかし、その一方で、採用選考活動開始時期の8月前に採用選考活動を実施した企業等があったこと等により、結果として学生の就職活動が長期化した等の課題が指摘されました。こうした課題に対応し、就職・採用活動開始時期の変更の趣旨である、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくりを更に進めるため、企業側、大学側、関係府省において議論を行い、28年度卒業・修了予定者について、学生の学業への配慮を十分に行いながら、採用選考活動開始を卒業・修了年度の6月に変更することになりました。

図表 2-5-10 学生の就職・採用活動時期の後ろ倒しについて



これを踏まえ、平成27年12月7日には、一般社団法人日本経済団体連合会において、「採用選考に関する指針」を改定するとともに、翌8日には就職問題懇談会においても、「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を策定しました(図表 2-5-11)。

図表 2-5-11 就職・採用活動開始時期変更をめぐる動き（経済界・教育界）

- ①平成27年12月7日に経団連が「採用選考に関する指針」及び「採用選考に関する指針」の手引」を一部改定。
 ②大学側についても、平成27年12月8日に就職問題懇談会が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了者に係る就職について」の申合せを公表。

<p>採用選考に関する指針（抜粋） 一般社団法人日本経済団体連合会 2015年12月7日改定</p> <p>3 採用選考活動開始時期 学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動については、以下で示す開始時期より早期に行うことは厳に慎む。</p> <p>なお、活動にあたっては、学生の事情に配慮して行うように努める。 広報活動・・・卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降 選考活動・・・卒業・修了年度の6月1日以降</p> <p>4 採用内定日の遵守 正式な内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降とする。</p> <p>5 多様な選考機会の提供 留学経験者に対して配慮するように努める。また、卒業時期の異なる学生や未就職卒業業者等への対応を図るため、多様な採用選考機会の提供（秋季採用、通年採用等の実施）に努める。</p>	<p>「採用選考に関する指針」の手引き（抜粋） 一般社団法人日本経済団体連合会 2015年12月7日改定</p> <p>3 選考活動について (3) 選考活動における留意点 選考活動は、広報活動と異なり、学生が自主的に参加不参加を決定することができるものではないため、今般の開始時期の変更に伴い、学事日程に一層配慮していくことが求められる。</p> <p>具体的には、面接や試験の実施に際し、対象となる学生から申し出があるケースも想定されるため、事前連絡についても余裕をもって行うほか、当該学生の事情を十分勘案しながら、例えば授業やゼミ、実験、教育実習などの時間と重ならないような設定とすることや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用なども含めた工夫を行うことが考えられる。</p> <p>6 留学経験者などに対する多様な採用選考機会の提供 近年ではグローバル人材を求める観点から、留学経験者を対象に、一括採用とは別に採用選考機会を設けることも少なくない。今般の選考活動開始時期の見直しにあたって、留学すると不利になるといった認識が学生に生じることのないようにする観点から、別途の採用選考機会の設定をはじめ、留学経験者向けの様々な取組みを行っている企業は、自社の採用HPなどを活用しながら積極的な周知を行うことが求められる。また、最近では Semester 制から Quarter 制に移行する大学があるほか、ギャップイヤーを導入する動きもある。今後とも多様な経験を経た学生が企業社会で活躍する道を開くため、一括採用のほかに夏季・秋季採用をはじめ、様々な募集機会を設けていくことが望ましい。</p>	<p>大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）（抜粋） 平成27年12月8日 就職問題懇談会</p> <p>1 就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施について (2) 「企業説明会」の取扱いについて 卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」「企業説明会」「会社説明会」「学内でセミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として、事前に採用予定数や採用スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指す。）に対して、会場提供や協力を行わない。</p> <p>(3) 学校推薦の取扱いについて 学校推薦は、原則として卒業・修了年度6月1日以降とする。</p> <p>(4) 正式内定開始について 正式内定日は、卒業・修了年度10月1日以降である旨学生に徹底する。</p> <p>(7) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について 企業等が学期期間中に採用選考活動を実施する場合に以下の配慮を求める。 ① 学生の学修に十分に配慮した形での採用選考活動の実施 授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合は、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更など必要な対応が明示的に行われること。また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように柔軟な対応が行われること。 ② 採用選考開始日より前に採用選考活動を実施しないよう徹底すること。</p>
---	--	--

※いずれも、平成28年3月以降の卒業生を対象

文部科学省としては、引き続き関係府省と連携し、大学等、経済界と一体となって、就職・採用活動開始時期の変更の円滑な実施のため、必要な取組を進めていきます。

(3) 大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

大学等のキャリア教育において、学生の産業や職業に関する理解を深める取組の実効性を高めるため、採用選考と直接結び付かない企業等の協力も不可欠です。

平成26年9月16日、就職問題懇談会において、キャリア教育としての学内行事と採用を目的とした広報活動としての「企業説明会」を明確に区別するため、「企業等の協力を得て取り組むキャリア教育としての学内行事実施に関する申合せ」を策定し、一般社団法人日本経済団体連合会も申合せに賛同して『「採用選考に関する指針」の手引き』を改訂しました。

(4) 大学等におけるインターンシップの推進

大学等においてキャリア教育の一環として行われるインターンシップは、学生の大学等における学修の深化や新たな学習意欲の喚起につながるとともに、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られる有益な取組です。このようなインターンシップの推進にあたって、平成26年4月に文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省において「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の一部改正を行いました。

それに従い、平成26年度から27年度にかけて、大学等におけるインターンシップの推進を担う専門人材の育成や地域インターンシップ推進組織（複数の大学と地域経済団体等で構成）の活動を促進することを通じ、地域全体へのインターンシップの普及・定着を図るため、必要な支援を行いました。

なお、文部科学省では、参加した学生等が文部科学行政に対する理解を深めるとともに、職業への適性や将来設計を考え、主体的に将来の職業を選択することを目的に、文部科学省

インターンシップを実施しています（平成11年度より夏期，14年度より春期，25年度より長期のインターンシップを開始）。27年度は247名（夏期118名，長期29名，春期100名）の学生を受け入れました。